大和総研
Daiwa Institute of Research

～制度調査部情報～　　2007年3月13日　全6頁

2006年の株主総会の動向

制度調査部
堀内勇世

否決事例など

【要約】

■会社提案の議案が否決される事例などが見受けられるようになった。

■そこで、2006年の株主総会の動向を見てみることにした。

■またその前提として、株主総会の特別決議と普通決議をまとめる。

はじめに

記憶に新しいところですが、**東京鋼鐵**（5448）の臨時株主総会で、大阪製鐵（5449）との株式交換の議案が**否決**されました。このように株主の権利行使、特に議決権行使により、会社提案の議案が否決される事例などが、10 年ぐらい前だとあまり見ることがなかったと思いますが、最近、増えてきました。このような傾向は今後も続くのではないかと思っております。

そこで、このレポートでは、今年の株主総会に向けて、まず、議決権行使によりなされる**株主総会の決議の基本**を簡単にですが、おさらいをしようと考えております。そして、次に、**2006年の株主総会で議案が否決された事例など**のおさらいをしようと思います。

目　次

Ⅰ　株主総会の決議の基本	P．2
Ⅱ　2006年の株主総会で議案が否決された事例など	P．4

このレポートは、投資の参考となる情報提供を目的としたもので、投資勧誘を意図するものではありません。投資の決定はご自身の判断と責任でなされますようお願い申し上げます。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。内容に関する一切の権利は大和総研にあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。

Ⅰ　株主総会の決議の基本

「株主総会の決議」については、よく目にすることになる、特別決議・普通決議と呼ばれている決議につきまして、ご説明させていただきます。

1．特別決議

(1) 定義

特別決議がどのような決議かというと、「議決権を行使することができる株主の議決権の**過半数**を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の**3分の2以上**の賛成によって成立する決議」です。

このことを簡単な表にしたのものが、図表1です。

図表1　特別決議につき会社法の定める原則

定足数	株主の議決権の過半数を有する株主の出席
議　決	出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成

（出所）大和総研制度調査部作成

まずは、**定足数**が規定されています。定足数とは、議事を行いその意思を決定するのに必要な最小限度の出席数のことです。特別決議では、原則として、「少なくとも、全議決権の過半数を有する株主さんたちに出席していただくこと」が求められています。ここで言う「出席」には、実際に株主総会の開催場所に足を運んだ人だけではなく、議決権行使書や電子投票により議決権行使した人などが含まれます。

次に、定足数をみたした株主総会での**決議**の要件、議案を成立させる要件が定められています。出席した当該株主の議決権の**3分の2以上**の賛成によって成立するとされています。

これはあくまでも原則です。**定款により変更することが可能**となっています。具体的には、次のようになります。

定足数は、定款で「過半数」とあるところを3分の1以上の割合を定めて変更することができます。つまり3分の1以上の割合であれば、自由に定められるとしています。

次に、議決については、「3分の2」とあるところをそれよりも大きな割合を定めて変更することができます。また、定款で、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を付け加えることができます。

実際の要件は、会社の定款を見なければなりません。参考までですが、東証に上場している会社の定款であれば、東証のホームページの「上場会社検索」のページで見ることができます。

（2）特別決議が必要とされる事項

この**特別決議**が必要とされる**事項**には、図表 2 に掲げたようなものがあります。

図表 2　特別決議が必要とされる事項の一例

合併・会社分割・株式交換・株式移転の組織再編	会社法 309 条 2 項 11 号、783 条、795 条、804 条等参照
事業の全部譲渡	会社法 309 条 2 項 11 号、467 条等参照
定款変更	会社法 309 条 2 項 11 号、466 条等参照
監査役の解任	会社法 309 条 2 項 7 号等参照
新株などの有利発行	会社法 309 条 2 項 5 号、199 条、201 条等参照

（出所）大和総研制度調査部作成

２．普通決議

（1）定義

普通決議がどのような決議かというと、「議決権を行使することができる株主の議決権の**過半数**を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の**過半数**の賛成によって成立する決議」です。

このことを簡単な表にしたのものが、図表 3 です。

図表 3　普通決議につき会社法の定める原則

定足数	株主の議決権の過半数を有する株主の出席
議　決	出席した当該株主の議決権の過半数の賛成

（出所）大和総研制度調査部作成

まずは、**定足数**が規定されています。定足数とは、特別決議のところで述べたとおり、議事を行いその意思を決定するのに必要な最小限度の出席数のことです。普通決議でも、原則として、「少なくとも、全議決権の過半数を有する株主さんたちに出席していただくこと」が求められています。

次に、定足数をみたした株主総会での**決議**の要件、議案を成立させる要件が定められています。出席した当該株主の議決権の**過半数**の賛成によって成立するとされています。

これはあくまでも原則です。定款により変更することが可能となっています。具体的には、次のようになります。

例えば、定足数の要件を完全に排除して、単に出席した株主の議決権の過半数の賛成で成立すると定めることも可能と考えられています。ただし、取締役の選任や解任などは３分の１未満にすることはできません。

また、議決については、「過半数」とあるところをそれよりも大きな割合を定めて変更することなどもできます。

（2）普通決議が必要とされる事項

この**普通決議**が必要とされる**事項**には、図表 4 に掲げたようなものがあります。

図表 4　普通決議が必要とされる決議事項の一例

取締役の選・解任	会社法 329 条、339 条、341 条等参照
監査役の選任	会社法 329 条、341 条等参照
会計監査人の選・解任	会社法 329 条、339 条、341 条等参照
取締役・監査役の報酬	会社法 361 条、387 条等参照
配当などの剰余金の分配	会社法 454 条 1 項等参照
法定準備金の減少	会社法 448 条等参照

（出所）大和総研制度調査部作成

II　2006 年の株主総会で議案が否決された事例など

ここでは、私が見つけた範囲内になりますが、2006 年の株主総会で会社提案の議案が否決された事例以外にも、定足数がみたせずに審議することができなかった事例などをご紹介したいと思います。

名前等は当時のものを使わせていただきます。

１．否決された事例

会社提案の議案が否決された事例としましては、まずは、**定款変更議案が否決された事例**が存在します。事例としては、図表 5 に示したような会社が存在します。

図表 5　定款変更議案が否決された事例

◇ネットワンシステムズ（7518）	～ﾌﾟﾚｽﾘﾘｰｽ（適時開示）2006.6.23
◇アーク（7873）	～ﾌﾟﾚｽﾘﾘｰｽ（適時開示）2006.6.29
◇任天堂（7974）	～ﾌﾟﾚｽﾘﾘｰｽ（適時開示）2006.6.29
◇日本アジア投資（8518）	～ﾌﾟﾚｽﾘﾘｰｽ（適時開示）2006.6.27・28

（出所）大和総研制度調査部作成

定款変更議案は一つにまとめられていることなどからはっきりとしたことを申し上げにくいのですが、報道によれば、定款変更議案が否決された事例の中で、任天堂や日本アジア投資は、「配当の取締役会授権」が問題となったと言われています。「配当の取締役会授権」とは、昨年 5 月に施行された会社法で可能となった、定款に規定をすれば、株主総会なしで、取締役会の決議のみで配当できるという制度のことです。経営者側の権限を強化するものと考えられましたので、反対されたようです。

また、**ストックオプションの議案が否決された事例**も存在します。事例としては、図表 6 に示したような会社が存在します。

図表 6　ストックオプションの議案が否決された事例

◇アーバンコーポレイション（8868）	～ﾌﾟﾚｽﾘﾘｰｽ（適時開示）2006.6.29
◇ミスミグループ本社（9962）	～ﾌﾟﾚｽﾘﾘｰｽ（適時開示）2006.6.29

（出所）大和総研制度調査部作成

そして、**取締役選任議案の一部が否決された事例**も存在します。事例としては、図表 7 に示したような会社が存在します。

図表 7　取締役選任議案の一部が否決された事例

◇菱和ライフクリエイト（8896）	～ﾌﾟﾚｽﾘﾘｰｽ（適時開示）2006.6.22

（出所）大和総研制度調査部作成

２．定足数がみたせなかった事例

定足数がみたせなかった事例としては、図表 8 に示したような会社が存在します。定款変更議案や取締役選任議案などが審議できなかったようです。

図表 8　定足数がみたせなかった事例

◇アイ・シー・エフ（4797）	～ﾌﾟﾚｽﾘﾘｰｽ（適時開示）2006.6.29
◇クロニクル（9822）	～ﾌﾟﾚｽﾘﾘｰｽ（適時開示）2006.12.26

（出所）大和総研制度調査部作成

３．修正動議の事例

修正動議の事例としては、図表 9 に示したような会社が存在します。

取締役候補の一部を入れ替える修正動議が出て、可決されたようです。この動議を出した株主は、そもそも取締役選任などの議案を提出していたそうですが、前述の修正動議が可決されたので、提案を撤回する動議を提出し、株主提案を撤回したそうです。

図表 9　修正動議の事例

◇ライブドアオート（7602）	～ﾌﾟﾚｽﾘﾘｰｽ（適時開示）2006.6.29

（出所）大和総研制度調査部作成

４．議案を撤回した事例

なお、**議案を撤回した会社**も存在します。図表 10 に示したような会社が存在します。

ミツミ電機やヤマダ電機は定款変更議案を撤回したそうです。これらの事例も、「配当の取締役会授権」が問題となったと言われています。撤回の結果、「配当の取締役会授権」のための定款変更が行われませんでしたので、従来どおり、配当は株主総会で決議されることになりました。

また一部雑誌によれば、クレディセゾンは役員退職慰労金の議案を撤回したそうです。

そして、ジャパン・デジタル・コンテンツ信託は、ストックオプションの議案を撤回した旨を公表しています。

図表 10　議案を撤回した事例

◇ミツミ電機（6767）	～ﾌﾟﾚｽﾘﾘｰｽ（適時開示）2006.6.29
◇ヤマダ電機（9831）	～ﾌﾟﾚｽﾘﾘｰｽ（適時開示）2006.6.29
◇クレディセゾン（8253）	～日経ビジネス（2006 年 7 月 10 日号）
◇ジャパン・デジタル・コンテンツ信託（4815）	～ﾌﾟﾚｽﾘﾘｰｽ（適時開示）2006.6.19

（出所）大和総研制度調査部作成